

地域包括支援センターの機能強化（案）について

1 守谷市地域包括支援センター（包括支援センター）の現状と課題

(1) 地域包括ケアシステムの構築

①現状

地域包括ケアシステムのために重要となる生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症対策に取り組んではいるものの、専門職の職員は、困難ケースや窓口相談の対応、介護支援専門員の支援困難ケースのサポート、要支援者の給付管理等の業務を優先して行わざるを得ず、結果として、地域包括ケアシステムの構築を深化させることが困難となっています。

表1 総合相談件数の推移

	25	H26	H27	H28	H29
地域包括支援センター	932件	986件	898件	662件	546件

※ 地域包括支援センターの相談件数については、平成28年度途中まで「介護認定申請のための相談」を含んでいます。

②課題

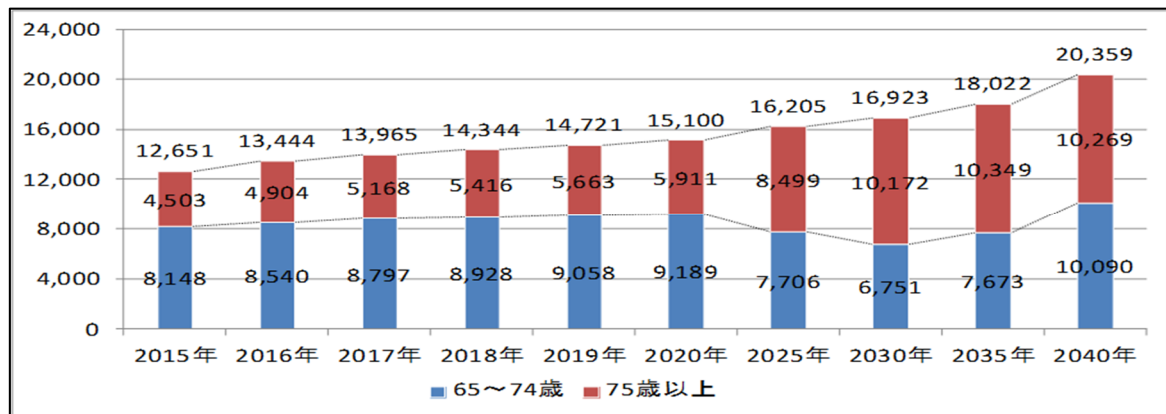
包括支援センターは、包括的支援事業（高齢者の総合相談支援業務、権利擁護等）を実施する機関であり、今後高齢者が増加していく中で、相談件数が増加していくことが想定されます。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加することで、相談からサービスにつながるまでの調整や成年後見制度の活用等に時間を費やすことも予測されます。

今後、地域包括ケアシステムの構築を深化させるため、重点的に認知症対策、生活支援体制整備事業、地域ケア会議に取り組む計画であり、さらに介護予防事業や在宅医療・介護連携推進事業を強化していく必要があります。

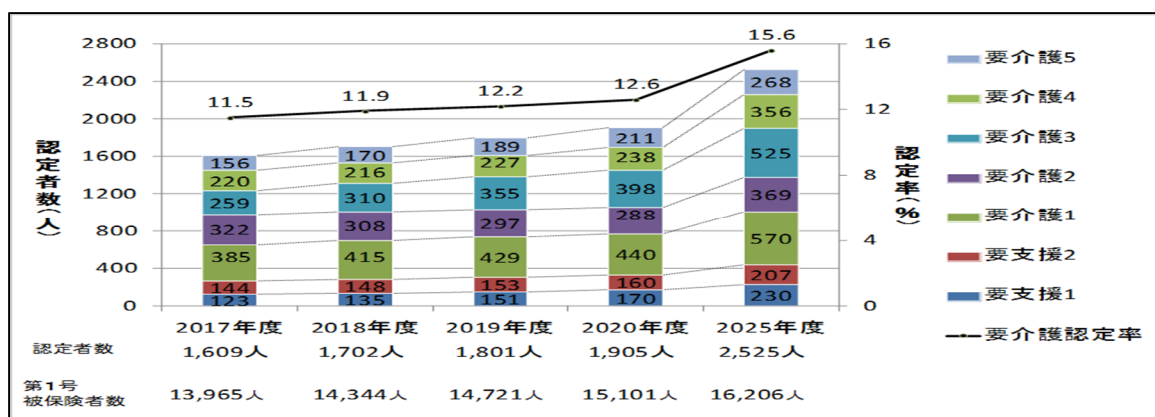
現場対応の包括支援センターとは別に、地域包括ケアシステムの構築に向けた事業の企画・推進に特化した部署が必要になると考えます。

グラフ1 前期・後期高齢者人口の推計

(人)

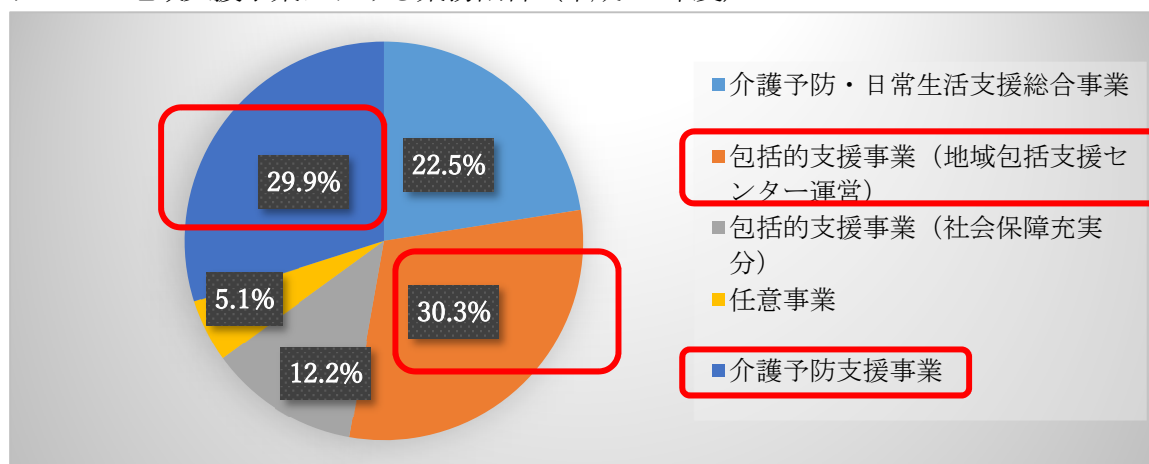


グラフ2 第1号被保険者の要支援要介護認定者の推計



第7期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画より引用

グラフ3 地域支援事業における業務割合（平成29年度）



平成29年度介護福祉課業務量算定表より引用

- 介護予防・日常生活支援事業
 - 1 介護予防・生活支援サービス事業
 - (1) 訪問型サービス (2) 通所型サービス (3) その他生活支援サービス (4) 介護予防ケアマネジメント
 - 2 一般介護予防事業
 - (1) 介護予防把握事業 (2) 介護予防普及啓発事業 (3) 地域介護予防活動支援事業 (4) 一般介護予防事業評価事業 (5) 地域リハビリテーション活動支援事業
- 包括的支援事業（地域包括支援センター運営）
 - 1 総合相談支援業務 2 権利擁護業務 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 包括的支援事業（社会保障充実分）
 - 1 在宅医療・介護連携推進事業 2 生活支援体制整備事業 3 認知症総合支援事業 4 地域ケア会議推進事業
- 任意事業
 - 1 介護給付等費用適正化事業 2 家族介護支援事業 3 その他の事業
- 介護予防支援業務（要支援者のケアマネジメント）

(2) 在宅介護支援センターの役割

①現状

守谷市は在宅介護支援センターを、包括支援センターのブランチ※1として位置づけ、介護相談等の業務を担ってもらっていますが、民生委員や市民からの相談が包括支援センター（市役所）や社協に入りやすく、在宅介護支援センターの相談件数は増加していません。相談内容も早急対応が求められ、包括支援センター職員が対応する 경우가多く、結果的に、地域包括ケアシステム体制の企画と現場対応が、現在の包括支援センターの体制（直営1か所）では発展させることが困難な状況です。

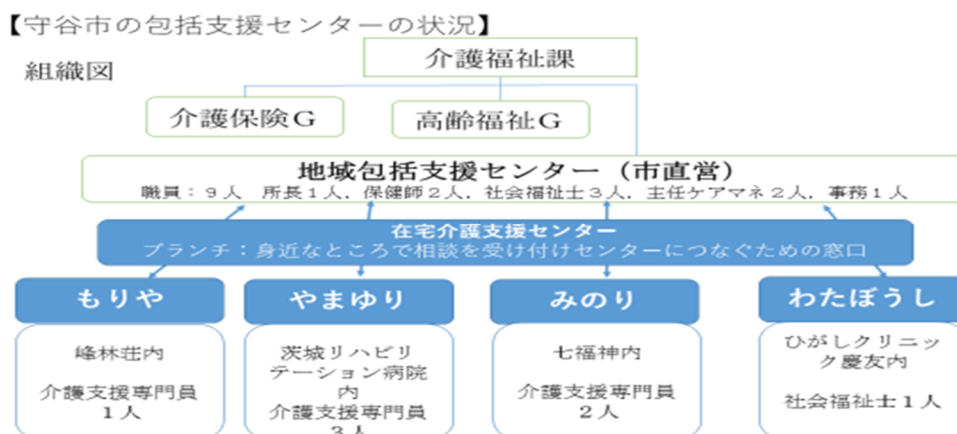
※1 住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、包括支援センターにつなぐための窓口

表2 在宅介護支援センター相談件数の推移

単位：件

活動内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談業務件数	259	289	210	181

【組織図】



○在宅介護支援センター職員は、事業所内の介護支援専門員等を兼務

②課題

今後ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯が増加していくことと併せ、75歳以上の後期高齢者が急増することが予測されています。さらに80歳以上になると、介護保険申請になるリスク（心身の機能低下）も高まりますが、相談方法や相談場所がわからない、相談場所までの交通手段がない等の問題から、問題が大きくなってから相談になる事も考えられます。

今後は、これまで以上に身近な相談場所が必要であり、相談体制を強化していく必要があります。

(3) 現状・課題のまとめ

現在の包括支援センターについては、総合相談支援業務や指定介護予防支援等の業務負担が過大となっており、包括支援センターの機能を適切に発揮できていない現状です。今後、地域包括ケアシステムを深化させていくためには、これまでの包括支援センターの業務を評価・分析し、達成度合いが低い業務や市として強化していく事業を整理していく必要があります。そのためにも、現在の包括支援センターの業務の大半を占める、包括的支援事業（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）及び介護予防支援業務の委託を考えていくことが必要と考えます。

2 今後の包括支援センターの在り方

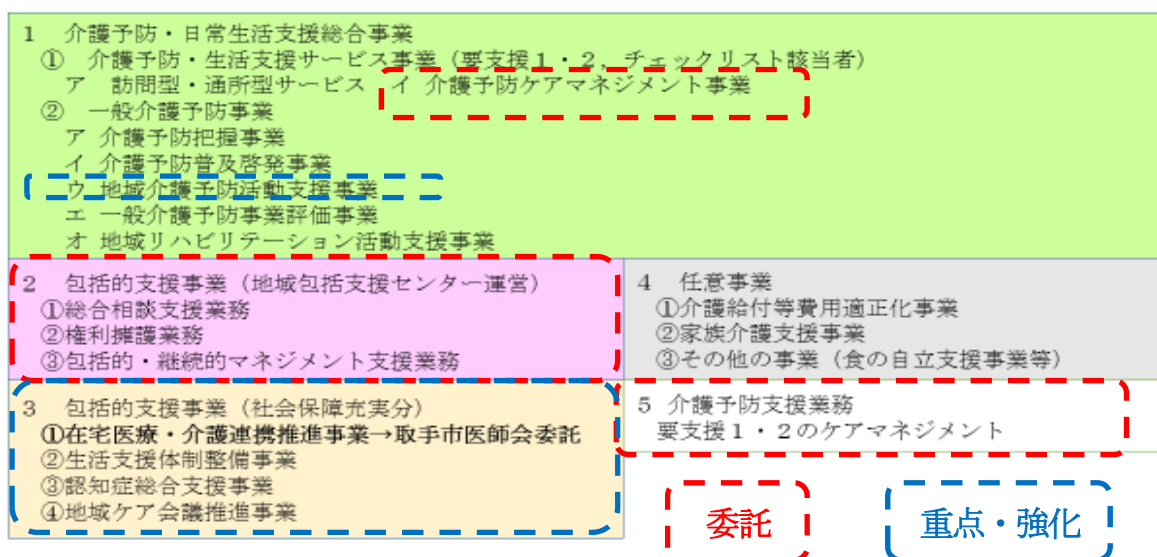
今後増加する高齢者の相談業務や権利擁護業務、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントが実施できるよう介護支援専門員のサポート等も非常に重要な役割になります。

そのため、現場対応が多い前述の包括的支援事業を委託することで、身近な相談体制が構築できると考えます。

今後、重点的に取り組むべき認知症対策、生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業を、市が中心となり企画・推進していくことができると考えます。さらに、後期高齢者が急増していく 2025 年に向けて、効果的な介護予防事業を市全体で展開していく必要もあります。

委託包括支援センターと市の役割を明確にすることで、これまでより地域包括ケアシステムの深化につながると考えます。

地域支援事業内容



3 重点・強化取組事業について

(1) 一般介護予防事業

○地域介護予防活動支援事業

これまで実施してきたげんき館等の通所事業，出前講座(専門職による講座)，シルバーリハビリ体操推進事業，個別指導(栄養，口腔)等のほかに，2025年以降後期高齢者の増加に伴い介護認定率も急増することが予測されることから，下肢筋力低下予防を目標に，新たな介護予防事業に取組み，将来の要介護認定率の伸び率を緩やかにする計画です。

(2) 在宅医療・介護連携推進事業

取手市医師会の委託業務だけでなく，在宅医療・介護の関係者とのネットワークを構築し，入退院連携が強化できるよう，関係機関との定例的な研修会や会議等を開催します。

(3) 生活体制整備事業

日常生活圏域単位に設立するまちづくり協議会の中で，高齢者の支え合う仕組みづくりが構築できるよう，地域住民との情報共有や話し合いの場を設置していきます。また，まちづくり協議会構想の中で，具体的な進め方を摺合せしていく必要があります。

(4) 認知症総合支援事業

認知症初期集中支援チームによる医療・介護連携強化を進めるとともに，認知症の対応を市民との協働で実施できるよう，ボランティア育成も計画していきます。そのボランティアと共に，認知症カフェを地域展開できるようにしていきたいと考えています。

(5) 地域ケア会議

多職種と連携して，自立支援・重度化防止の観点から個別事例について個別地域ケア会議を定例的に開催することと併せ，生活援助の訪問回数の多いケアプランの地域ケア会議で検証できる体制にします。

3 委託のメリット・デメリット

(1) メリット

①地域包括ケアシステムの深化

前述した包括支援センターの業務の負担が過大になっている要因は，包括的支援事業の総合相談支援業務や包括的・継続的ケアマネジメント，介護予防支援業務であるため，包括的支援事業及び介護予防支援業務を委託することで，これまで十分に取組めなかった事業を市が中心となり企画，発展させることができます。

具体的には、マンパワー不足により発展できなかった認知症対策、生活支援体制整備事業、地域ケア会議を地域住民との協働により発展させることで、住民主体の支え合いの仕組み等の構築や、認知症の啓発、医療・介護の連携を強化していくことができます。

また、今後後期高齢者が増加していく中で、介護保険認定者も急増していく可能性があることから、これまでの介護予防事業の取組みだけでなく、より効果的な介護

予防事業の取組みを市が中心となり企画し、委託包括や市民との協働で実践できるようになります。

②身近な相談場所

これまでの直営1か所の包括支援センターより、委託包括になることで、圏域設定し、複数設置できれば、高齢者にとって身近な相談場所になると考えます。また、在宅介護支援センターを、ランチとして強化させることで、委託包括と市、在宅介護支援センターが連動することで、身近な相談につながります。

(2) デメリット

①相談窓口体制

市直営である包括支援センターの利点は、介護保険申請と併せて相談がしやすいこと、市役所という場所のわかりやすさ等で相談件数が多いと考えます。委託包括になっても、相談が市役所に来てしまう可能性があります。

②緊急対応等の情報共有

現在は、市役所内に包括支援センターを設置していることで、緊急時等の情報が入ってから早急対応がしやすいですが、委託包括の場合、市役所から委託包括までの情報提供後、訪問等の調整までの時間が、これまで以上に経過してしまうことが懸念されます。

(3) デメリットの解決策

①相談窓口体制

介護保険申請時の相談は、介護保険認定調査から認定後のサービス利用等介護保険制度の内容が多いため、介護保険グループの職員で対応可能と考えます。

②包括委託の周知

高齢者の相談場所となる委託包括の認知度を高めるために、委託包括開設前の広報、ホームページ、全戸配布用チラシ等を活用し周知します。

③緊急時の委託包括との情報共有

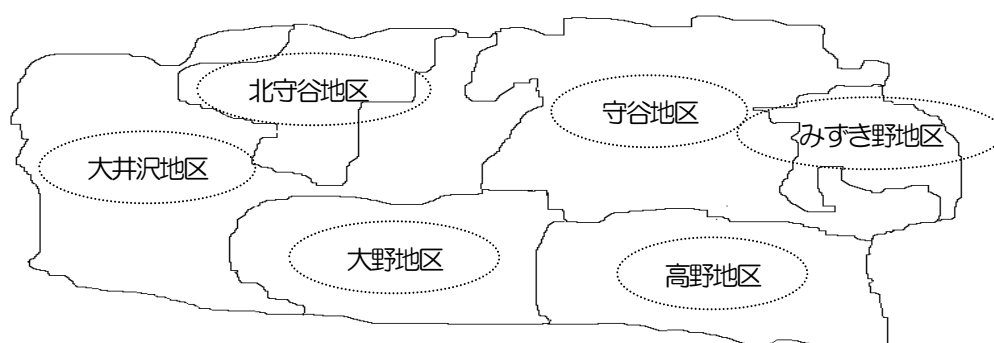
情報の緊急度により、市側の役割、委託包括の役割を明確化し、報告・連絡・相談体制をマニュアル化し委託包括と市の連動がスムーズになるようにすることで、緊急時等対応は問題なく可能になると考えます。

4 今後の包括支援センターの圏域

(1) センターの設置区域について

センターの設置に係る具体的な担当圏域設定に当たっては、市の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域との整合性に配慮し、最も効果的・効率的に業務が行えるよう、市の判断により担当圏域を設定します。

日常生活圏域



守谷地区	赤法花, 小山, 同地, 本町, 松並, 松並青葉, 中央, ひがし野, 百合ヶ丘
高野地区	乙子, けやき台, 高野, 鈴塚, 松ヶ丘, 美園
大野地区	大柏, 野木崎, 緑一丁目
大井沢地区	板戸井, 大木, 大山新田, 立沢, 緑二丁目
北守谷地区	久保ヶ丘, 御所ヶ丘, 松前台, 薬師台
みずき野地区	みずき野

表3 日常生活圏域ごとのデータ

(単位：人，％)

		守谷	高野	大野	大井沢	北守谷	みずき野	全体
人口	H24	19,584	14,605	3,072	3,337	17,276	5,683	63,557
	H27	21,121	14,841	3,118	3,423	17,128	5,302	64,933
	H30	23,901	14,781	3,047	3,449	16,898	5,029	67,105
高齢者人口	H24	3,054	1,965	718	710	2,332	1,045	9,824
	H27	3,519	2,474	804	819	3,102	1,571	12,289
	H30	4,055	2,865	863	941	3,791	1,978	14,493
高齢化率	H24	15.6	13.5	23.4	21.3	13.5	18.4	15.5
	H27	16.7	16.7	25.8	23.9	18.1	29.6	18.9
	H30	17.0	19.4	28.3	27.3	22.4	39.3	21.6

(各年4月1日現在)

表4 平成29年度総合相談件数（地区別）

延件数

地区	守谷	高野	大野	大井沢	北守谷	みずき野	その他	合計
件数	147	94	25	52	110	65	53	546

表5 平成29年度相談者の世帯構成（地区別）

単位：人

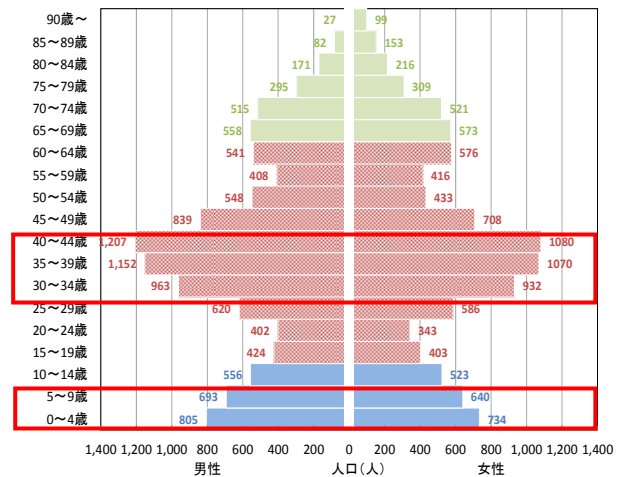
世帯構成	守谷	高野	大野	大井沢	北守谷	みずき野	その他
ひとり暮らし	24	18	9	5	21	11	26
高齢者夫婦のみ	45	35	2	4	31	29	8
その他	66	39	19	39	51	22	13
合計	135	92	24	48	103	62	47

介護福祉課調べ

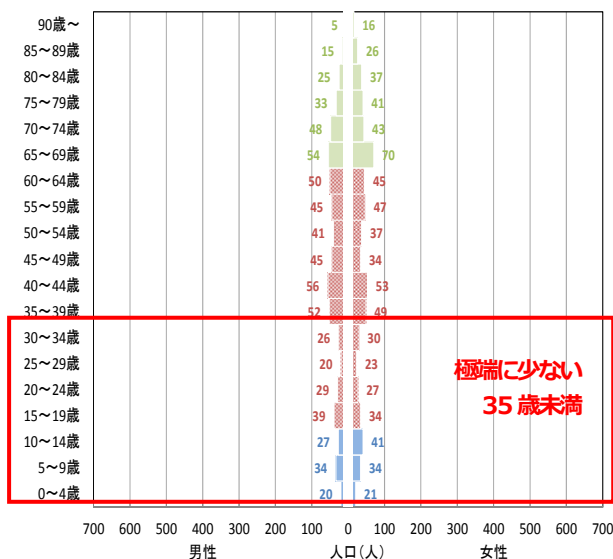
【地区別人口特性】

守谷市まち・ひと・しごと創生
人口ビジョン総合戦略より引用
平成27年7月作成

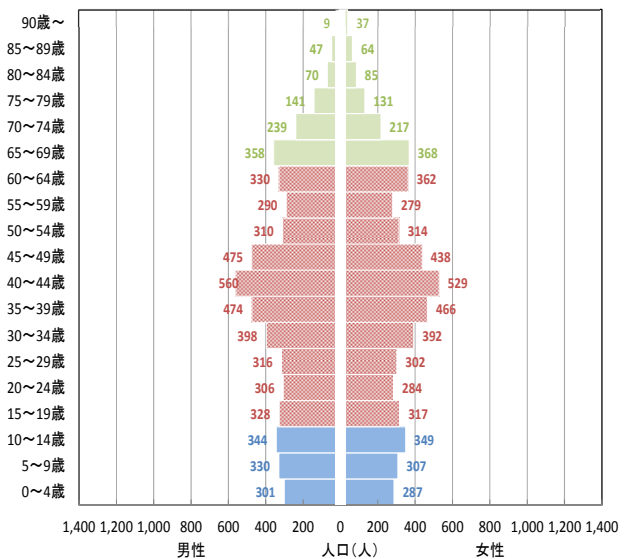
守谷地区



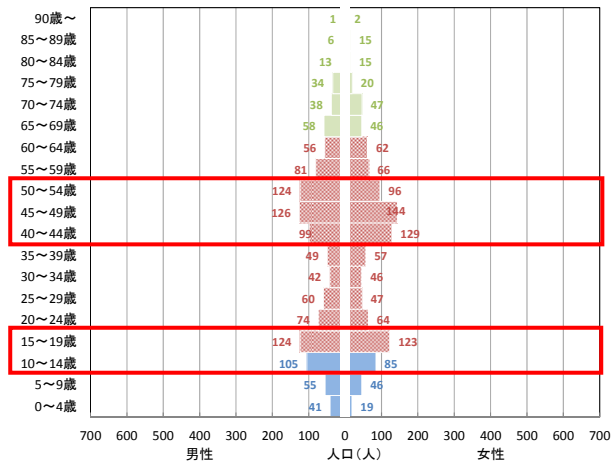
高野地区



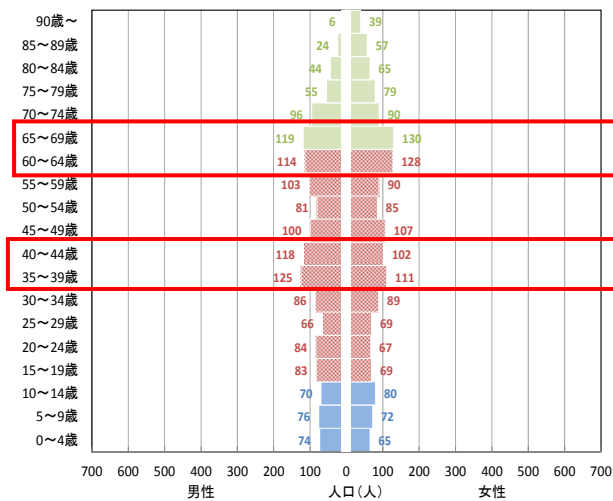
南守谷地区



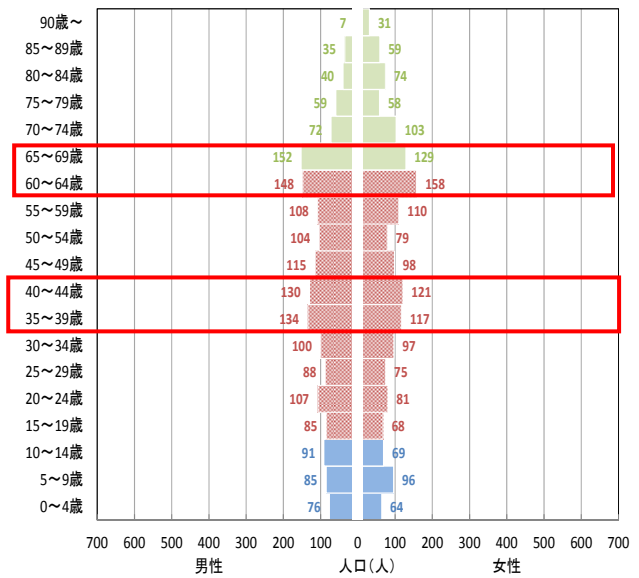
美園地区



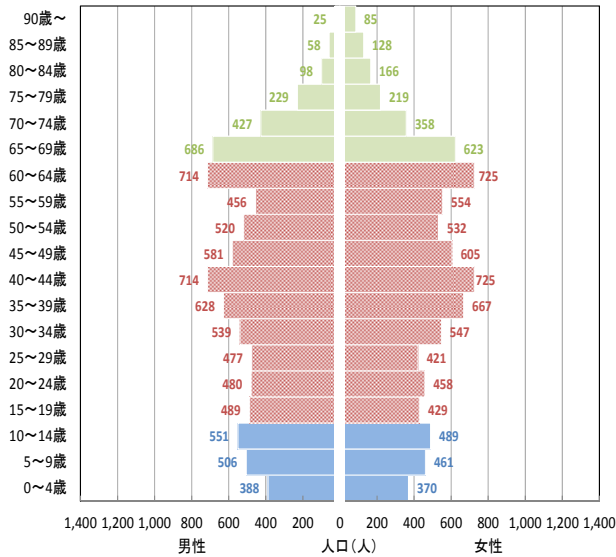
大野地区



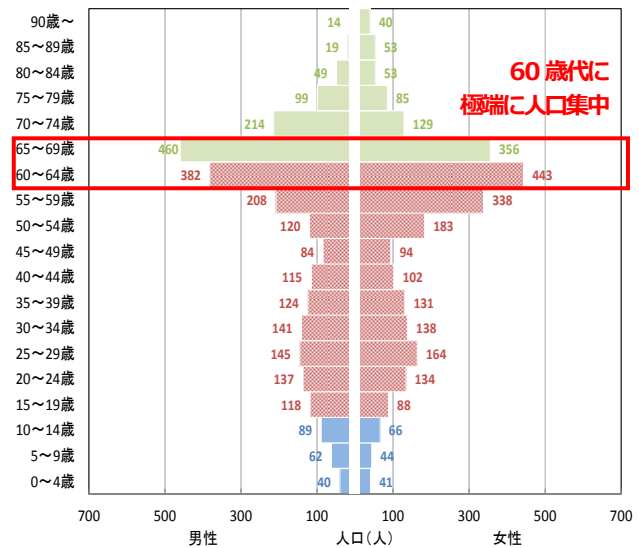
大井沢地区



北守谷地区



みずき野地区



【地域特性】

1 持続性の期待できる地区（北守谷地区、南守谷地区）

北守谷地区や南守谷地区は、比較的長い時間を掛けて住宅地としての開発が進んできたこともあり、各年齢層が比較的均衡して所在し、短～中期的には持続的な地区の維持が期待できます。

2 将来的には急激な高齢化が生じる懸念のある地区（守谷地区、美園地区）

守谷地区や美園地区は、一定時期に集中して住宅地としての開発が進んだことから、極めて特定の層に人口が偏っており、時間の経過とともに急激な高齢化が生じる懸念があります。

3 一定程度高齢化が進んでおり、短～中期的に超高齢化・人口減少となる懸念がある地区（大井沢地区、大野地区、高野地区、みずき野地区）

現時点で中心的な年齢層が高齢者層及びその子ども（中年層）となっており、比較的近い将来において超高齢化・人口減少となる懸念があります。

（2）守谷市の圏域（案）

日常生活圏域である6地区の高齢者人口の延びを勘案し、委託包括の圏域を設定します。

《参考》

包括支援センター職員の配置等

（1）センターの人員

包括的支援事業を適切に実施するため、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）を置くこととされています。

（2）センターの職員の員数

専らセンターの行う業務に従事する職員として、一のセンターが担当する区域における**第一号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満**ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ各1人とされています。

センター以外の業務との兼務は基本的には認められず、センターの業務に専従している必要があります。

また、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の三職種をはじめとするセンターの職員全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、連携及び協力して業務を実施することとされています。